

下記の資料は現段階の案です。今後変更があり得ますので、ご留意下さい。

相談支援事業者（特定・障害児）の指定手続きについて

《市が指定する相談支援事業者の種類と内容》

平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業」並びに児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業」を行うには、那覇市の事業者指定を受けることが必要になります。

那覇市が指定する相談支援事業の種類と内容

事業の種類	支援の種類	指定の窓口
指定特定相談支援事業	計画相談支援（個別給付） ・ サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援 基本相談支援 (障害者・児等からの相談)	事業所の所在する 那覇市 に申請
指定障害児相談支援事業	障害児相談支援 ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助	

1. 指定について

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」)となるためには、厚生労働省で定める一定の用件を満たしたうえで、事業所の所在地を管轄する市町村長の指定を受ける必要があります。指定は事業所ごとに行います。基準等については、トップページ添付ファイルをご覧ください。

2. 欠格事由について

次に該当する場合は、指定を受けることができません。

申請者が、障害者自立支援法第 51 条の 19 第 2 項及び同法第 51 条の 20 第 2 項において準用する同法第 36 条第 3 項(第 4 号、第 10 号及び第 13 号を除く。)に規定する欠格事由に該当する場合又は児童福祉法第 24 条の 28 第 2 項において準

用する同法第21条の5の15第2項(第4号、第11号及び第14号を除く。)に規定する欠格事由に該当する場合。

主な欠格事由

- ・申請者が法人でないとき。
- ・申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定基準を満たしていないとき。
- ・申請者が、指定基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

3. 定款等の記載について

定款等に実施する事業についての記載が必要となります。

定款等を変更するためには法人所轄庁の認可等が必要となりますので、ご留意ください。

記載例

「障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業の経営」

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営」

4. 総合的に相談支援を行う者について

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けるには、「総合的に相談支援を行う者」として厚生労働省が定める基準（以下の3要件）に該当する事業者である必要があります。

運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、以下の場合は対象とする。

- ・他の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としている障害の種類についても対応可能な体制しているとき。
- ・身近な地域に指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所がないとき。

自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。

当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

5. 相談支援専門員について

指定を受けるには、「相談支援の提供に当たるもの」として厚生労働省が定めた基準に該当する相談支援専門員を配置する必要があります。

告示は国より情報提供があり次第、お知らせします。

7. 申請の手順

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受けるための申請の手順は次のとおりです。

関係法令等（上記指定基準等）を確認する。

事前協議に必要な書類を作成する（後記「事前協議」参照）。

事業開始希望日の3ヶ月前までに事前協議を行う。

指定申請を行う事業所ごとに申請書類「正本」を作成する。

A4 タテのフラットファイル（紙ファイル）に書類一式を綴じる。

「指定申請書提出書類一覧」の番号に対応したインデックスを貼り付けた仕切り用紙をはさむこと。

申請書類一式をコピーした「副本」を作成する。

事業開始希望日の属する月の前々月末までに正本を提出し、申請者で副本を保管する。

ただし、平成24年4月中の事業開始を希望する事業者は、

平成24年3月23日（金）までに正本を提出すること。

1.事前協議及び指定申請に必要な様式等は、このページの下の方に掲載しています。

8. 事前協議

那覇市では、事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が指定基準を満たしているかどうか、「指定基準に従って適正な事業の運営をすることができかどうか」を事前に確認させて頂くため、次のとおり、指定申請前に事前協議を行います。

事業開始希望日の3ヶ月前までに事前協議を行ってください。

事前協議は隨時受け付けておりますが、調整作業を円滑に行うため、必要書類を作成したうえで、担当者にご連絡願います。

事前協議の前に必ず関係法令等（上記指定基準等）をご確認ください。

事前協議に必要な書類

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定に係る記載事項（付表）

付表の上欄空白部分に事業開始希望年月日、担当者名、連絡先（電話番号）を記載して下さい。

付表下欄に記載のある添付書類の提出は不要です。

「管理者」及び「地域移行支援・地域定着支援に従事する者（相談支援専門員、その他の者）」の経歴書（参考様式3）

事業所の平面図（参考様式1）事業所の近隣の状況が分かる地図

各室の用途（相談室、事務室、受付等のスペースなど）及び面積を記載してください。

< 様式一覧 >（案）

（様式第1号）指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書
（付表）指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項

（別紙）他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について

（様式第2号）変更届出書

（様式第3号）廃止・休止・再開届出書

（参考様式1）平面図

（参考様式2）備品等一覧表

（参考様式3）経歴書

（参考様式4）実務経験証明書

（参考様式5）実務経験見込証明書

（参考様式6）利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

（参考様式7）主たる対象者を特定する理由等

（参考様式8）指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書

（参考様式9）指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書

（参考様式10）役員等名簿

（参考様式11）運営規程

（参考様式12）重要事項説明書

（参考様式13）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

